

記入例

健康保険 被扶養者(異動)届

被保険者の記号及び番号
 (記号) 123 (番号) 45678

常務理事 事務長 担当者

交付してある健康保険被保険者証・資格確認書・資格情報のお知らせから転記してください。(※新規で加入する場合は、記入不要です)

フリガナ ケンボ 拓哉	タクヤ	性別 男	生年月日 昭和 年 月 日 平成 050101	資格取得の年月日 令和 310401	この届が受理された後の被扶養者数 1名	事業所記入欄
住所 〒105-0000 東京都港区●●●1-2-3 フォーラム123				TEL 080-0000-0000		標準報酬月額 千円

被扶養者の氏名 ケンボ サクラ 健保 桜	フリガナ 氏名(姓) (名)	性別 男	生年月日 昭和 年 月 日 平成 051020	職業等 専業主婦	被保険者との続柄 同居	扶養しはじめた理由又は扶養しなくなった理由とその年月日 出生・死亡・婚姻・離婚・就職・退職 令和 040101	健康組合記入欄 (認定又は削除年月日)
増減				有・無	同居	資格確認書発行要否 (該当して発行が必要な場合のみ) 発行が必要	認定・削除 年 月 日

戸籍上の正しい氏名を記入してください。

該当者で発行が必要な場合のみ、 発行が必要に✓をしてください。
 該当されていない方には、発行ができません。
 (※削除の届出時には、記入不要です)

確認事項 この届出については、①又は②の要件を満たしたものです。 ①申請者本人(被保険者)が作成したものである。 ②記載内容について誤りがないか申請者本人(被保険者)が確認している。	留意事項 ※扶養認定に基づく重要な書類です。正確に記入してください。 ※記載内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、申請者本人(被保険者)の署名が必要となります。 ※扶養認定に必要な書類がありますので、必ず「健康保険被扶養者(異動)届」に添付する書類一覧を確認の上、該当する書類を添付してください。 ※「資格確認書発行要否欄」は該当となる方が資格確認書の発行を希望される場合のみ、 <input type="checkbox"/> 発行が必要に✓をしてください。	所在地 〒 -	事業主 名称 氏名 電話 (局) 番
------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	-----------------------------

フォーラムエンジニアリング健康保険組合

下記のコード表から転記してください。

被扶養者の続柄コード表

男			女				
11	父	51	兄	12	祖母	52	姉
13	祖父	53	弟	14	母	54	妹
15	曾祖父	55	孫	16	曾祖母	56	孫
17	養父	57	曾孫	18	養母	58	曾孫
19	その他			19	その他		
21	夫	61	伯父	62	伯母		
		63	叔父	22	妻	64	叔母
		65	甥			66	姪
31	長男		41	長女			
32	二男	71	義父	42	二女	72	義母
33	三男	73	義祖父	43	三女	74	義祖母
34	四男	75	義兄	44	四女	76	義姉
35	五男	77	義弟	45	五女	78	義妹
36	六男	79	義曾祖父	46	六女	80	義曾祖母
37	七男		47	七女			
38	養子	99	その他	48	養女	99	その他
39	子			49	子		

小学1年、高校2年、大学3年、専業主婦、パート収入、年金収入等と記入してください。

【扶養しはじめた理由】
 出生、婚姻、退職、被保険者の取得等の事実により○印をしてください。その他の場合はカッコ内にその事実を記入してください。

【扶養しなくなった理由】
 就職、離婚、死亡等の事実により○印をしてください。その他の場合はカッコ内にその事実を記入してください。

【その年月日】
 出生…出生した日 結婚…結婚した日
 退職…退職した日の翌日
 就職…就職した日 離婚…離婚した日
 死亡…死亡した日の翌日
 等の年月日を記入してください。

【被扶養者となるための条件(認定基準)】 被保険者からみて一定の範囲内の親族で、主として被保険者の収入により生計を維持されている(被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしている)と認められる方が、基準となる収入の範囲内、日本国内に住所を有していれば認定となります。

一定の範囲内の親族	①被保険者の父母、祖父母等の直系尊属と配偶者(内縁関係も含む)、子、孫、弟妹で、主として被保険者の収入によって生計を維持されていると認められる方。 ②被保険者の三親等内の親族で被保険者と同居して、主として被保険者の収入によって生計を維持されていると認められる方。 ③婚姻の届出をしていないが、実際には婚姻状態にある(内縁関係の配偶者)の父母、子で被保険者と同居して、主として被保険者の収入によって生計を維持されていると認められる方。
基準となる収入の範囲	【同居の場合】年間収入が130万円(60歳以上・障害者は180万円)未満で、かつ被保険者の年収の2分の1未満の場合は原則、認定となります。 【別居の場合】年間収入が130万円(60歳以上・障害者は180万円)未満で、その額が被保険者からの仕送り額よりも少ない場合は原則、認定となります。
居住区分	原則、日本国内に住所を有する。※住民基本台帳に住民登録されている(住民票がある)。

【資格確認書発行要否欄について】
 資格確認書の発行が必要な場合は 発行が必要 にチェックを入れてください。ただし、以下に該当する場合に限りません。
 ・マイナンバーカードを取得していない者
 ・マイナンバーカードを返納した者
 ・マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証としての利用登録を行っていない者
 ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した者(利用登録解除者)
 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた者